

山形県幼児教育推進連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における全ての幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）並びに関係機関が連携し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するため、山形県幼児教育推進連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本県の幼児教育の推進及び指針に関すること。
- (2) 本県の幼児教育センターの設置及び運営等に関すること。
- (3) 幼児教育施設及び関係機関との連携に関すること。
- (4) その他幼児教育に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係団体等をもって構成し、委員は、その関係団体等の者のうちから山形県教育委員会教育長が任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を1人置く。
- 3 会長は、山形県教育局学力向上推進監兼教育次長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を総括し、協議会の議長となる。
- 5 副会長は、山形県しあわせ子育て応援部次長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときには、その職務を代理する。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員が会議に出席できない場合、その代理者が会議に出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、別表第2に掲げる組織をもって構成する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表第1（「山形県幼児教育推進連携協議会」関係団体等）

公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会
山形県保育協議会
山形県民間立保育協議会
日本保育協会山形県支部
山形県国公立幼稚園・こども園長会
山形県連合小学校長会
山形大学
東北文教大学
羽陽学園短期大学
市町村幼児教育関係部局
山形県しあわせ子育て応援部
山形県教育委員会

別表第2（事務局）

山形県総務部高等教育政策・学事文書課
山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課
山形県教育センター
山形県教育局義務教育課